

第11号様式（第8条関係）

|          |           |
|----------|-----------|
| 業種<br>分類 | (1) 収集運搬  |
|          | (2) 処分    |
|          | (3) 浄化槽清掃 |

一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業  
許 可 証

|       |            |
|-------|------------|
| 許可番号  | 伊第 30-14 号 |
| 許可年月日 | 平成30年3月30日 |



平成30年2月9日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業・処分業及び浄化槽清掃業について、次の条件で許可します。

株式会社NANBU  
代表取締役 岩本 和代 様

伊賀市長 岡本 栄

|                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 住所又は営業所の所在地       | 奈良県橿原市五井町187番地の2                    |
| 名称又は代表者氏名         | 株式会社NANBU 代表取締役 岩本 和代               |
| 廃棄物の種類            | 一般廃棄物（ごみ）                           |
| 収集運搬・処分及び浄化槽清掃業の別 | 収集運搬業                               |
| 有効期間              | 2018（平成30）年4月1日から2020（平成32）年3月31日まで |
| 事業区域              | 上野支所管内、青山支所管内                       |

- 1 青山支所管内で収集するごみは、伊賀南部環境衛生組合一般廃棄物処理施設へ搬入し、同施設の設置及び管理に関する条例を遵守し、同施設長の指示に従うこと。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則並びにその他関係法令を遵守するとともに市長の指示に従うこと。
- 3 誓約書を厳守すること。
- 4 業務実績報告書を、翌月の10日までに市長に提出すること。

複写厳禁

条 件

| 区分 | 許 可 車 両  | 許可人員 | 備 考 |
|----|--|------|-----|
| ごみ | 奈良 830 さ・・ - 59<br>奈良 830 ぬ・・ - 70<br>奈良 480 こ35 - 98<br>奈良 130 せ・・ - 24 | 2 人  |     |